

令和7年7月1日から

定期報告制度の調査・検査内容が見直されます

建築基準法第12条第1項、第3項の規定に基づく定期報告制度について、調査、事項、方法及び判定の結果基準並びに調査結果票等が見直され、令和7年7月1日から施行されます。

詳しくは、下記の国土交通省 HP「建築基準法に基づく定期報告制度について /調査・検査項目告示」をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html



鳥取市の対応

鳥取市では、国の制度の見直しに伴い、定期報告に係る市の細則を改正して施行します。

改正内容の概要（鳥取市建築基準法施行細則第4条第2項）

- ⇒ 国の告示改正により、建築物から防火設備へ移動した「**常時閉鎖式防火扉**」については、**鳥取市では、引き続き建築物**の調査項目となります。
- ⇒ 国の告示改正により、建築物から建築設備へ移動した調査項目（下記）についても、引き続き**建築物**の調査項目となります。
 - ・「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」の作動の状況
 - ・「換気設備」、「非常用の照明装置」の妨げとなる物品の放置の状況

Q&A（調査者・検査者向け）※市の細則の改正について

Q.いつの報告から、調査・検査項目が見直しの対象となりますか？

- ⇒ 調査・検査年月日が令和7年7月1日以降となる場合は、見直し後の内容で調査・検査をしてください。
- ⇒ 改正後の新しい様式（調査結果票）については、本市ホームページに掲載しています。

Q.今回の見直しで、新たに調査が必要となる設備はありますか？

- ⇒ 見直しの目的は、調査項目の重複の解消・合理化です。今回の細則の改正により、調査項目が新たに追加されたり、調査の必要な設備が増えることはありません。

※なお、今回の細則の見直し対象とならない設備（令和6年国土交通省告示第284号第一第1号又は第2号二に規定するスプリンクラー設備）については建築物の調査項目に追加となります。

Q.常時閉鎖式防火扉について、「防火設備」の定期報告で報告できますか？

- ⇒ 本市において、「常時閉鎖式防火扉」は、「防火設備検査」の対象外としているため、調査結果は、3年ごとに報告義務のある「建築物」の定期報告で報告してください。

⇒ 裏面に続く

報告にあたっての注意点

必要となる報告

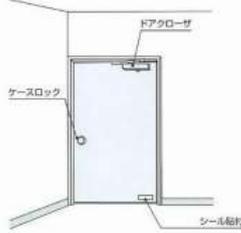
※昇降機等や遊戯施設がある場合はそれぞれ提出が必要です。

ケース	特定建築物定期調査報告	防火設備定期検査報告
特定建築物定期調査の対象で、 常時閉鎖式防火扉のみ 設置されている建築物	必要 （市の細則で定めた3年ごとの年度） 調査項目：国告示に定める事項 + 各階の主要な常時閉鎖式防火扉の作動の状況等	不要
特定建築物定期調査の対象で、 常時閉鎖式防火扉と随時閉鎖式防火扉の両方 が設置されている建築物	必要 同上 ※随時閉鎖式防火扉は、「防火設備」で報告	必要 （1年以内ごと） 随時閉鎖式防火設備のみ報告 ※常時閉鎖式防火扉は、「特定建築物」の項目に市の細則で付加しているため 不要
特定建築物定期調査報告の対象で、 随時閉鎖式防火設備のみ 設置されている建築物	必要 （市の細則で定めた3年ごとの年度） 調査項目：国告示に定める事項 ※随時閉鎖式防火扉は、「防火設備」で報告	必要 （1年以内ごと） 随時閉鎖式防火設備のみ報告
特定建築物定期調査報告の 対象外 で、 随時閉鎖式防火設備 が設置されている建築物	不要	必要 （1年以内ごと） 随時閉鎖式防火設備のみ報告

特定建築物定期調査に含む建築設備等

換気設備・排煙設備・可動式防煙壁・非常用の照明装置（作動の状況、物品の放置の状況）

各階の主要な常閉防火扉
（本体と枠の劣化及び損傷の状況、作動の状況、固定の状況、運動エネルギー等）



防火設備検査の対象

【変更なし】



様式の記載項目

特定建築物定期調査報告の国の指定様式の「**7 上記以外の調査項目**」に市が付与した項目を記載し、作成してください。（市が項目を付与した様式は、市の公式ウェブサイトからダウンロードできます。）

7 上記以外の調査項目					
建築物の内部					
(1)	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況			
(2)		扉の取付けの状況			
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況			
(4)		扉の固定の状況			
(5)		常閉防火扉のうち人の通行の用に供する部分に設ける扉の作動の状況（昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況）			
(6)	居室の換気	換気設備の作動の状況			特定建築物 調査報告に付 加した項目
(7)		換気の妨げとなる物品の放置の状況			
避難施設等					
(1)	特別避難階段	付室等の排煙設備の作動の状況			
(2)	防煙壁	可動式防煙垂れ壁の作動の状況			
(3)	排煙設備	排煙設備の作動の状況			
(4)	非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビーの排煙設備の作動の状況			
(5)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況			
(6)		照明の妨げとなる物品の放置の状況			